

# ホームレス支援ニュース

2020年1月発行 第20号

発行：公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会（鈴木、江口、米澤編集）

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018 E-mail: office@hacsw.jp

## 2019年度 認定社会福祉士対応

### 生活困窮者ソーシャルワーク研修（2年目）を開催しました

今年度の標記研修には広島県内外から36名の申込みがあり、35名の参加者でした。生活困窮者支援に理解と関心のあるソーシャルワーカーが増えていくことを大変うれしく思います。また今年度は社会福祉士だけでなく、他の支援団体メンバーや議員の参加もありました。来年度も広報をしっかり行い、より多くの方の参加を得たいと思います。



[演習—事例研究]を担当しました。

出演してくださった当事者と私は、昨年度はインタビュー形式で行うのが精いっぱいでしたが、今年度は各グループ討議の場所を廻って直接質問を受けることができる迄になりました。

来年度は、「話したいことを自分でパワーポイント資料を創ろうかと思う。」と当事者Aさんは言ってくれています。ご期待を！！（鈴木）

### 「くつろぎ・入浴サービス」での出会いから

今年度も11月に生活困窮者ソーシャルワーク研修がありました。

その中で・・・大阪市立大学の福原宏幸教授による「貧困・剥奪・社会的排除」をテーマとした講義がありました。

究極の貧困者であるホームレスは、社会的排除、つまり、物質的剥奪、セーフティネット制度からの排除の状態にあります。入浴サービスの利用者はそういう状態にある方達ですが、就労支援や生活保護、生活困窮者支援制度で、路上生活から脱出すれば、市民の権利を回復することができます。

しかし、利用者の中には、思いもかけない境遇の方もいらっしゃいます。

昨年1月から入浴サービスを利用されているAさんも、その一人です。機会があつて生育歴を聞きました。「二親の顔を知らない。生年月日を知らない。」つまり、戸籍がないのです。自分を証明するものが何もない。社会的排除以前に、社会的存在すら認められていないことになります。支援の対象である生活困窮者の中に、Aさんのような人たちも想定されているのでしょうか？

先生の講義を聴きながら、このようなことを考えさせられました。

Aさんは、今、どんな支援も受けようとされませんが、なんとか生活保護を受けることを支援し、戸籍の取得について、法テラスの弁護士に相談してみようと考えています。 (米澤 恭子)

## 『まちかど生活相談会』・『暮らしとこころの相談会』で思うこと

NPO 法人反貧困ネットワーク広島や広島弁護士会が主催し、広島県社会福祉士会が後援している『相談会』が、年間4回、広島駅南口地下広場で開催されています。

生活苦、借金、労働等の相談に専門職が無料で対応します。相談の内容により、弁護士と社会福祉士、司法書士と社会福祉士といった2人体制で行なうため、毎回同席した他専門職の視点やその分野の知識、問題を抱える当事者への配慮など、多くの学びがあります。相談対応するまでに専門職用の待合場所で待機していますが、そこはお互いに名刺交換の場になっています。

私はこの相談会に4年程参加させて頂いていますが、高齢者の生活苦、介護負担に苦しむ家族等からの相談が増えているように感じます。日頃の業務とは違った社会福祉士としての対応や知識を総動員させる相談会の場は、私にとって成長の「道場」になっています。 (江口 洋子)

●● 今後の相談会日程 相談員として参加しましょう! ●●

2020年3月24日(火)、25日(水) 6月9日(火)、10日(水)

9月8日(火)、9日(水)、 12月8日(火)、9日(水)

## 【連載コラム】 ホームレス日米比較

今号から連載で、アメリカのホームレス事情をお伝えします。素材は、アメリカのジャーナル、公的な統計、ホームレス支援団体のニュースレターなどです。多くのホームレス者を抱えるアメリカですが、日本より少し先を行っていることも、そして、日本の方が「まし」と思えることも、さまざまです。わが国のホームレス支援をみんなで考える時、何かの材料になればと思います。

### ■第1回■ 日本とアメリカのホームレス者の数

2019年4月に厚生労働省が公表したわが国のホームレス者の数は4,555人、一方、アメリカの住宅都市開発省(HUD)が同時期に公表した合衆国全域のホームレス者の数は約55万3,000人です。アメリカの人口が日本のおよそ3倍であることを勘

案すると、ざっとアメリカには日本の40倍のホームレス者が居ることになります。しかし、ここで注意しなければいけないのは、アメリカと日本では「ホームレス」の定義が異なるということです。日本では、野外や駅舎などで寝起きしている人、いわゆる野宿している人を「ホームレス者」と捉えますが、アメリカではこのような人たちに加えて、シェルターや知人宅、ネットカフェなどで寝起きしている人もホームレス者と捉えてカウントします。

具体的には、約55万3,000人のうち、65%(約35万9,000人)がシェルター等で暮らし、35%(約19万4,000人)が野宿をしていることとなります。これらを日本の定義に照らして考えると、アメリカには日本の約14倍(人口比)のホームレス者が路上に居ることになります。アメリカのホームレス者の数は、ここ2年連続して(少しではありますが)増加しています。ホームレス支援のための連邦法は、日本よりも15年も早く制定されているにもかかわらずです。

次回は、ホームレス支援の国の法律について、眺めてみたいと思います。 (橋本 圭子)

■写真出所:『連邦議会へのホームレス・アセスメント・レポート:2018年』アメリカ住宅都市開発省(HUD),



2018年。

シェルター利用者は、稼働年齢層が多く、家族や社会の支援がなく社会的に孤立しており、経済困窮して基本的な社会生活基盤を無くした、多次元的な「社会的排除」状態の人々が多く、社会的包摂の方策が必要（生活困窮者自立支援制度の特徴）

広島県社会福祉士会相談役 岡崎仁史

（経緯） 本会は、現在 2 室のシェルター（生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業）を受託して、多くの生活困窮者の生活再建の支援をしています。

そもそもは、2004 年の「くつろぎ入浴サービス」開始時から居住支援ニーズは認識していましたが、財政基盤がなくなかったところ、2010 年に広島市民によるアパート 2 室の無料提供で念願のシェルターを開始し、2012 年には国庫補助「絆」再生事業でシェルター運営費を得、2015 年から広島市一時生活支援事業の受託で管理人を置き運営しています。

2017 年度の社会福祉士会シェルター利用者（n=19）の特徴は、次の通りでした。2016 年度も同様です。

（年齢） 利用者の年齢は、平均年齢 46 歳、稼働年齢（20～59 歳）は 14 人（88%）、高齢者層 2 人（12%）です。2012 年の国のホームレス実態調査では、路上では稼働年齢層が 44%、高齢者層が約 54%とあり、生活困窮者自立支援法は稼働年齢層を路上に出さず留めず、早くに居住支援・相談支援をとおして、生活再建の支援していることが分かります。

（性別） 社会福祉士会シェルターは、男性ホームレスを主に引き受けていますが、広島市「くらしサポートセンター」の相談利用者は女性が 13%います。

国の相対的貧困率のデータ（2012 年）では、母子世帯の 54.6%が相対的貧困状態にあることに留意することが必要です。

（家族安定） 生育家族とは没交渉であり、ある人は親からの虐待（暴力、金銭窃取）から逃げてきて広島市「くらしサポ」の相談経由でシェルター利用になっています。

（地域） 利用者の出身地は市外の人が 13 人（83%）、広島市内 6 人（17%）であり、知人・友人というコミュニティにもつながっていません。

（障害、疾病） 障害者手帳保持者は 3 人（2%）で障害の疑いのある人も少しいます。

（経済的安定：社会保険・所持金） 社会保険の未加入者が 16 人（84%）であり、所持金は最小 0～最大 15000 円、平均 2,547 円です。殆どの方がお金を使い果たして「くらしサポ」、福祉事務所に相談に来ているので、衣類等を持たず何も食べてない人もいて、社会関係等社会生活基盤の全てを欠いており、健康で文化的な生活水準以下の生活状態です。

（罪に問われた貧しい人々） 面接等から少しずつ分かってきたことは、お腹を空かしてパンの万引きなどを繰り返して罪に問われた人が 8 人（47%）いて、経済困窮、社会的孤立、障害、刑余等の不利が重なっている人が見受けられ、子どもの時の非行・不登校、非正規雇用で雇止めの経験等があり、支援者にはスクール・ソーシャルワーク、司法ソーシャルワークの知識が必要です。

（路上生活経験） 「くらしサポ」、福祉事務所の窓口に来るまでに、1～7 日間の路上生活経験者は 9 人（53%）います。社会生活基盤を失い社会的排除状態になると、ホームレスになりやすく、シェルターは路上生活予防、早期の脱路上に有効です。

（生保利用者） 生活保護申請者は 12 人（71%）もいます。殆どの利用者は社会生活基盤を無くして生存権以下の水準になっているので、まずは生活保護で人間の尊厳を守り生活再建することが必要であることを示しています。

(今後の生活再建①: 家探し) 一時生活支援事業の後の家探しが8人(47%)いて、社会的孤立の人の家探しの支援が必要で、その時に連帯保証人問題が出てきます。

(今後の生活再建②: 就労希望) 稼働年齢層が80%なので自ずと就労自立を希望する人が7人(41%)いて、社会的排除状態の人の就労支援は、単なるマッチングではなく、本人をエンパワメントする「支援付就労」の支援が必要です。

(「社会的排除」状態から「社会的包摂」の方策へ) 「社会的排除」状態とは経済的、社会的、政治的(自分のことを主張する機会がない)、文化的(貧困に折合いをつけて馴染む文化)な多次元の排除状態であり、それを多次元の支援施策で解決を目指すのが「社会的包摂」の方策です。

## 役立ち隊活動状況(2019年9月~12月)

- ① おとな食堂・・・4回
- ② よろず生活相談会(会場準備片付け、散髪・足湯の手伝い)・・・2回
- ③ 障害者・高齢者世帯等の片付け、清掃・・・4回

広島市内で野宿生活をしておられる方へ!

### くつろぎ・入浴サービスをご利用ください!

- ひとりだけで、ゆっくり、お風呂に入れます。シャワーもOK!
- \$ 食事ができます。 ★ 血圧、体温、脈拍など、はかれます。
- ▼ 和室で、きゅうけい、できます。 ▲ 下着や着替え衣類の提供ができます。
- 生活相談、仕事の相談ができます。(「相談手帳」提供)

**共催** 野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県看護協会広島西支部、広島大学大学院保健学研究科看護開発科学講座成人看護開発学、ボランティア [協力: 県共同募金会、広島市]

- ☞ **入浴実施日時は、第1金曜日と第3土曜日、午後1時、2時、3時、4時で予約制**
- ☞ **このほか、随時利用(午後)もお受けしています。但し入浴と着替えの提供のみで、支援者の方とご一緒いただける場合です。支援者の方のご都合が悪い場合はご相談に応じます。**
- ☞ **場所は横川駅近辺です。こんな感じで予約をとっていきます。**

日 時	13:00	14:00	15:00	16:00
月 日(金)				
月 日(土)				

☞ **連絡先: 公益社団法人広島県社会福祉士会 電話 254-3019 (事務局)**

## よろず生活相談会&カレーライス大会

2020年2月23日(日) 14時30分~済生会病院による健診、散髪、足湯  
17時~カレーライス大会

夜回り活動「野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会 090-8715-5186」への参加

12月から3月までの冬季期間は、毎週水曜日です。